

東京医療保健大学医療保健学部各学科教授会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京医療保健大学学則第56条の規定に基づき、東京医療保健大学医療保健学部に置く各学科教授会(以下「教授会」という)について必要事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1)学生の入学、卒業及び課程の修了

(2)学位の授与

(3)前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長、学部長及び学科長が(以下「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 教授会の組織については各学科において定めるものとする。

(招集)

第4条 教授会は学科長が招集する。

2 学科長は、教授会構成員の3分の1以上から請求のあった場合には、速やかに教授会を招集しなければならない。

(専門委員会)

第5条 教授会はその構成員の一部の者をもって構成する専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は教授会で審議すべき事項の中で、教授会で必要と認められた事項を取り扱うものとする。

(事務)

第6条 教授会に関する事務は議長の指示に基づき行う。

附則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2. この規程施行前に、医療保健学部各学科の学科会議において行われた教育研究に関する事項に係る審議については、各学科教授会において行われた教育研究に関する事項に係る審議とみなす。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する

附 則

1. この規程は、令和7年3月10日から施行する。
2. この規程施行前に、医療保健学部各学科の学科会議において行われた教育研究に関する事項に係る審議については、各学科教授会において行われた教育研究に関する事項に係る審議とみなす。